

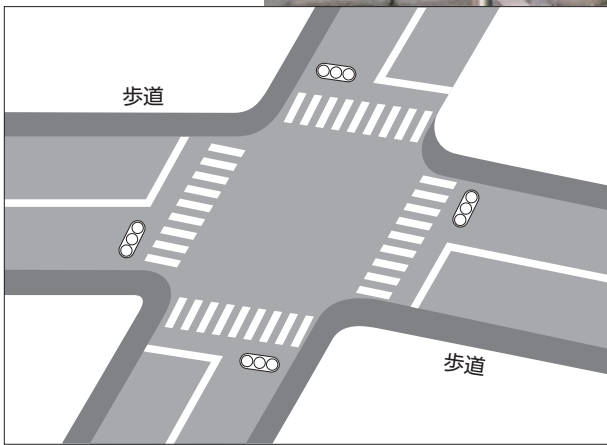
混合交通を観察する  
**DOCUMENT**  
●series—215  
**Eye**

道路交通法では、車両が交差点で左折する際には、交差点の「30メートル手前」の地点に達した時から合図をする義務がある。また、「あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、さらに、道路の左側端に沿って徐行しなければならぬ」と定められている。

**● WHY**  
交差点の30m手前で左折の合図を行っているか?



●観察場所/ 東京都杉並区高井戸東4丁目 五日市街道「柳窪」交差点付近  
●観察日/ 12月5日(水曜日)  
●天候/ 晴れ  
●観察時間/ 15:30~16:30  
●観察者/ 5名



今回は、交差点を左折する車両(二輪車・四輪車)について、交差点の30m手前で方向指示器等(ウィンカー等)による合図を行っているかどうか、同じく、あらかじめ道路の左側端に寄っているかどうかについて観察した。

●交差点を左折する車両を観察する  
**交差点を左折した車両141台中  
交差点の30m手前で合図を行ったのは23台(16.3%)**  
道路の左側端に寄ったのは11台(7.8%)

**● WATCHING**

交差点のすぐ手前で急に合図を行い左折する車両

観察場所は、東京都杉並区の信号機のある交差点で、各方向とも片側一車線の道路が交差している。

1時間の観察で、141台がこの交差点を左折した。その内、道路交通法を遵守し交差点の30m手前でウィンカーを点滅させて合図を行い、さらに、あらかじめ道路の左側端に寄って左折した車両は、3台(2.1%)のみだった。

交差点の30m手前でウィンカーを点滅させて合図を行った車両は141台中23台(16.3%)。その中には、乗客を乗せたタクシー、消防車なども見られた。交差点の30m手前で合図を行わなかったのは118台(83.7%)だった。その大半は、交差点の10~5m手前でウィンカーを点滅し始めた。中には、曲がり始めてから合図を行ったり、全くウィンカーを点滅させずに左折した車両も6台(いずれも四輪車)見かけた。

左折時にあらかじめ道路の左側端に寄った車両は、11台(7.8%)で、残りの130台(92.2%)は、左側端に寄



左折車の左側端にスペースがあると自転車が進入してしまう



左折の直前でウィンカーを出すクルマが多かった

交差点を直進する車両の中には、信号が変わる前に急いで交差点を通行しようとして、左折しようとする前車との車間距離が短くなっているケースも見られた。

**● PROPOSE**

周囲に自分の左折を知らせて事故防止を

左折時にウィンカーなどで合図を行うことは、周囲に自車が左折することを知らせる意味を持っている。合図を行わずに急に左折のために減速すると、後続の車両が追突する危険性もある。交通法規に従って、左折する30m手前でウィンカーを点滅させて合図を行い、歩行者や自転車、後続車に早めに気づいてもらってこ



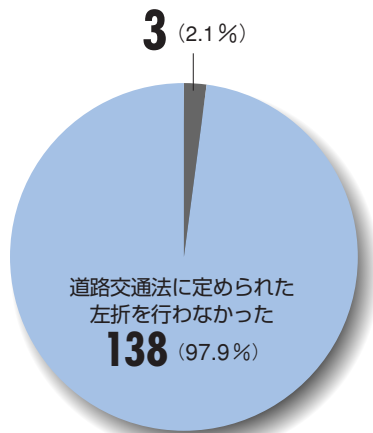
左折前に道路の左側端に寄せているタクシー

●交差点の左折時の状況(141台中)

		四輪車	二輪車
30m手前で合図を行った	23	3	0
		20	0
30m手前で合図を行わなかった	118	6	2
		106	4
小計		135	6

※左側端に寄ったかどうかの判断は観察者の見解による

30m手前で合図を行いあらかじめ左側端に寄った



とで事故防止につなげてほしい。これは交差点に限らず、路地への左折や商業施設の駐車場への左折も同様で、有効な手段だ。

また、交差点での左折時はあらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄ることも大切だ。左側端によることで、死角に入りやすい二輪車や自転車に自車が左折することに気づいてもらい、巻き込み事故の防止に努める必要がある。

左折時には、自分がよく「見る」こと、周囲にも「見られる」運転を心がけて、安全を確保してほしい。